

新宿区教育委員会会議録

令和5年第11回定例会

令和5年11月2日

新宿区教育委員会

令和5年第11回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和5年11月2日(木)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時11分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	年 綱 和 代
委 員	星 野 洋	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	鴨 川 明 子		

欠席者

委 員 古 笛 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	辻 慎 二	文化観光課長	村 上 喜 孝

書記

教 育 調 整 課 主 査	林 竜 佑	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	-------	---------------	---------

## 議事日程

### 議 案

- 日程第 1 第 3 9 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 第 4 0 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 第 4 1 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 第 4 2 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 第 4 3 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 第 4 4 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 第 4 5 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 第 4 6 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 第 4 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 第 4 8 号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について

### 報 告

- 1 第 2 3 期新宿区社会教育委員の会議「報告」について（教育支援課長）
- 2 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の事業評価及び労働環境モニタリング実施結果の報告について（教育支援課長）
- 3 新宿区立中学校の学校選択制度（令和 6 年度新入学者）の学校別状況及び抽選について（学校運営課長）
- 4 新宿区立図書館指定管理者の事業評価結果について（中央図書館長）
- 5 令和 5 年度新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール応募状況等について（中央図書館長）
- 6 「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」（素案）の作成及びパブリック・コメントの実施について（中央図書館長）
- 7 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和5年新宿区教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日の会議には、古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、山下委員にお願いいたします。

○山下委員 承ります。

---

○教育長 本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

- 
- ◎ 第39号議案 公の施設の指定管理者の指定について
  - ◎ 第40号議案 公の施設の指定管理者の指定について
  - ◎ 第41号議案 公の施設の指定管理者の指定について
  - ◎ 第42号議案 公の施設の指定管理者の指定について
  - ◎ 第43号議案 公の施設の指定管理者の指定について
  - ◎ 第44号議案 公の施設の指定管理者の指定について
  - ◎ 第45号議案 公の施設の指定管理者の指定について
  - ◎ 第46号議案 公の施設の指定管理者の指定について
  - ◎ 第47号議案 公の施設の指定管理者の指定について
  - ◎ 第48号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第39号議案 公の施設の指定管理者の指定について」、以下「日程第2 第40号議案」から「日程第9 第47号議案」まで、同じく「公の施設の指定管理者の指定について」、「日程第10 第48号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第39号議案から、日程第9 第47号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、日程第10 第48号議案について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、初めに第39号議案から第47号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第39号議案から第47号議案まで、公の施設の指定管理者の指定について、一括して御説明いたします。

こちらは、9件全て、地域図書館の指定管理者の指定となります。

初めに、第39号議案です。裏面を御覧ください。

公の施設の管理につきましては、新宿区立四谷図書館の指定管理になります。

施設の位置については、内藤町87番地。今回指定する団体は、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体になります。主たる事務所の所在地等については、記載のとおりでございます。

続きまして、第40号議案 新宿区立鶴巻図書館の指定管理者の指定です。

施設の位置は、早稲田鶴巻町521番地。指定する団体は、丸善雄松堂株式会社になります。主たる事務所の所在地等については、記載のとおりでございます。

続きまして、第41号議案 新宿区立西落合図書館の指定管理者の指定についてです。

施設の位置は、西落合四丁目13番17号。指定する団体は、紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体です。主たる事務所の所在地等については、記載のとおりとなっております。

続きまして、第42号議案 新宿区立戸山図書館の指定管理者の指定についてです。

施設の位置は、戸山二丁目11番101号。指定する団体は、株式会社図書館流通センターです。主たる事務所の所在地等については、記載のとおりとなっております。

続きまして、第43号議案 新宿区立北新宿図書館の指定管理者の指定についてです。

施設の位置は、北新宿三丁目20番2号。指定する団体については、テルウェル東日本株式会社でございます。主たる事務所の所在地等につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、第44号議案 新宿区立中町図書館の指定管理者の指定についてです。

施設の位置は、中町25番地。指定する団体は、丸善雄松堂株式会社です。主たる事務所の所在地等については、記載のとおりでございます。

続きまして、第45号議案 新宿区立角筈図書館の指定管理者の指定についてです。

施設の位置は、西新宿四丁目33番7号。指定する団体は、株式会社図書館流通センターです。主たる事務所の所在地等につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、第46号議案 新宿区立大久保図書館の指定管理者の指定についてです。

施設の位置につきましては、大久保二丁目12番7号。指定する団体は、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体です。主たる事務所の所在地等につきましては、記載のとおりでございます。

そして、最後、第47号議案 新宿区立下落合図書館の指定管理者の指定についてです。

施設の位置は、下落合一丁目9番8号。指定する団体は、株式会社図書館流通センターになります。主たる事務所の所在地等については、記載のとおりです。

なお、この9件の指定期間については、いずれも令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなります。

なお、この指定管理者の選定につきましては、この後、中央図書館長より詳細を御説明させていただきます。

○中央図書館長 そうでしたら、委員会資料を御覧いただければと思います。

新宿区立図書館の指定管理者の選定についてというものでございます。

地域図書館9館につきましては、平成21年度から段階的に指定管理者制度を導入してございます。令和5年度で9館全館の指定期間が満了するために、令和6年から10年度までの5年間の指定管理者を公募したというものでございます。

こちらにつきましては、新宿区立図書館の指定管理者となるべき候補団体の選定に係る評価委員会によりまして、令和6年度以降指定管理者となるべき候補団体として、下記のとおり決定しましたので、指定管理者として選定したいというものでございます。

記書き以降でございます。施設名につきましては、今説明がありましたとおり、四谷図書館から下落合図書館までの全9館というものでございます。

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間というものでございます。

主な評価方法でございますが、公募単位としましては1館ごと、こちらにつきましては地域や館の特性に応じた地域図書館の運営を行うため、1館ごとの公募といたしました。

応募制限としまして、1事業者は3館までとしてございます。こちらにつきましては、多数の事業者の参入を可能にし、事業者間における競争を促し、さらなるサービスの向上と運営の効率化を図るため、同一事業者の応募は3館を限度としているものでございます。また、共同事業体を構成して応募する場合も、合計3館までとしております。

指定管理者となるべき候補団体は、別紙1のとおりでございますが、後で御覧いただければと思います。

評価経過でございますが、募集期間につきましては、令和5年6月15日から7月15日まででございます。周知方法ですが、図書館のホームページで行ったほか、広報新宿に掲載をしております。応募予定団体向けの説明会及び施設見学会は、まず説明会を6月21日に行いました。このときは7団体参加しております。

次のページにいきまして、施設見学会、6月22日に四谷・鶴巻・戸山・下落合、6月28日に西落合・北新宿・中町・角筈・大久保を行いました。このときの参加団体は6団体でございます。

最終的に、応募団体につきましては別紙2を御覧いただければと思いますが、図書館流通センター、丸善雄松堂株式会社、紀伊國屋・ヴィアックス共同事業体と紀伊國屋・ヴィアックス・不二興産共同事業体、テルウェル東日本株式会社の5団体でございました。

最初のペーパーに戻っていただきまして、6番目の選定評価委員会の構成ですが、外部委員は6名で、学識ほか記載のとおりでございます。内部委員は記載のとおり2名でございます。

選定評価委員会の概要でございますが、第1回の選定評価委員会、こちらは書類審査でございますが、8月22日に中央図書館で行いました。

内容としましては、書類**評価**と第二次評価の評価方法の確認を行ったというものでございます。

(2)としまして、第2回から5回の選定評価委員会、こちらはプレゼンテーションと質疑応答による二次評価でございます。

2回から5回の開催時期につきましては、記載のとおりでございます。開催場所も記載のとおりでございます。内容としましては、公開プレゼンテーションと選定評価委員による団体への質疑応答を行いました。

(3)として、第6回の選定委員会で最終的に応募団体を決定したというものでございます。

評価結果は、別紙3-1及び3-2、評価結果詳細は別紙4のとおりということでございます。

別紙3-1、こちらは第一次評価の点数配分の表となっております。3-2につきましては、プレゼンテーションのときの選定の配点というものでございまして、別紙の4が候補団体の選定結果の数字でございます。

鶴巻だけは2団体公募がありましたが、それ以外はそれぞれ1団体でございました。最終

的に、鶴巻①②とございますが、鶴巻①が点数が高かったということで、鶴巻①を選定させていただいたものでございます。こちらが丸善雄松堂株式会社でございます。

申し訳ございません。先ほど飛ばしてしまいましたが、別紙1を御覧いただければと思います。

こちらが候補団体の一覧表となっておりまして、5番目の北新宿のテルウェルでございますが、今回新しく新宿区の指定管理者となるものでございまして、こちらにつきましては別添をつけさせていただいております。

会社の概要でございますが、所在地は記載のとおりでございまして、設立としましては、電気通信共済会により収益事業を継承し、株式会社として設立したというものでございます。この米印、下のほうに書いてありますが、NTTグループ企業の社員・退職者の福利厚生に関する事業を中心とした非営利団体というところで設立されたというものでございます。

2の主要事業内容につきましては、記載のとおりでございまして、公共施設の運営施設一覧でございますが、大田区の図書館が3つ、練馬区の図書館が1つ、あとは墨田区のコミュニティ会館図書室、それから中野区の産業振興センター等というものでございます。

雑駁ですが、選定についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第39号議案から第47号議案までの提案理由です。

各地域図書館の指定管理者の指定を行う必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。これから質疑を始めたいと思います。順番にいきます。

第39号議案につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第39号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第40号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

それでは私からお伺いします。関連で北新宿図書館とも絡みますが、鶴巻図書館は2団体の選定で、北新宿図書館は1団体の選定ということで、資料1によりますと、新規継続欄が新規となっております。別紙4を見ますと、鶴巻①が一次で605点、鶴巻②が496点、北新

宿①では492点、二次では、鶴巻①は690、鶴巻②が504、北新宿①が532ということで、鶴巻②と北新宿①が新しく参入する団体ということになるわけですが、通過点といえますか、基準となる点数というものはあるのでしょうか。

○中央図書館長 一次評価、二次評価とも、最低ラインというのは特に設けておりませんが、平均60点以上取っていれば問題はないだろうという認識で選定をさせていただいたきました。

○教育長 ありがとうございます。では、一次、二次ともに合計480点以上であれば問題はないということですが、ここに限らず、全ての団体は480点以上を取っているようですので、鶴巻①と鶴巻②については、以前から参入していた団体のほうが点数が高かったのもそちらを選定されたということですね。北新宿は、新規参入の団体だけでしたが、一次、二次ともに480点以上で、一定の水準は超えているということで選定されたということになると思いますが、他の団体と比較してみると、新規ということもあつてか、若干点数が低いようにも見受けられますが、そのあたり、今後の指導という部分についてお聞かせいただければと思います。

○中央図書館長 やはり新宿区の土地柄と申しましょうか、地域柄というところが今まで参入していた団体と違いますので、詳しく土地勘がないと言いますか、分かっていなかった部分がありましたので、点数は若干低くなっているという認識でございます。

指定管理者が変わる際には、当然引き継ぎは行っておりますが、最初のうちは、いろいろと分からない部分があるかと思しますので、そこは丁寧に私どものほうでフォローをしていきたいと考えてございます。

○教育長 それでは、フォローをどうぞよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○山下委員 関連して伺います。平均60点以上というお話がありましたが、その基準がよく分からなかったのですが、別紙3-1の基準というところに普通：2点、普通：2点と書かれていますが、これを足すと60点になるということでしょうか。

○中央図書館長 こちら3-1、3-2とも、配点につきましては、合計でそれぞれ100点というものになってございまして、60点というのは、図書館に限らず、ほかの指定管理施設を評価するに当たりまして、一般的に60点以上取っていれば問題ないだろうという、ほかの指定管理でもそういう基準がございまして、それを参考にさせていただいているというものでございます。

○山下委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山下委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第40号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第40号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第41号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようです。

第41号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第41号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第42号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了とし、第42号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第42号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第43号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

こちらは先ほどの議案で少し議論をしてしまいましたので、そのほかにあればいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、討論及び質疑を終了します。

第43号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第43号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第44号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特にないようですので、第44号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第44号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第45号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 第45号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第45号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第46号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 第46号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第46号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第47号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 第47号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第47号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第48号議案の説明を教育調整課長からお願いをいたします。

○教育調整課長 それでは、「第48号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」御説明いたします。

本議案は、第20期の新宿区文化財保護審議会委員が令和5年11月30日をもって任期満了となることから、新たに第21期の委員を委嘱するものでございます。

委員の定数は10名で、委嘱の期間につきましては令和5年12月1日から令和7年11月30日までとなっております。

委員の候補者につきましては、議案の裏面、委嘱についての裏面を御覧ください。

今回、候補者10名のうち再任が8名、新任につきましては、この表、下から3番目、建築学建築史を専門といたします、早稲田大学理工学術院教授の中谷礼仁氏と、その一つ下の歴史学近世史を専門とします、東京大学史料編纂所維新ハブプロジェクト室学術専門員の西脇康氏となっております。

なお、詳細につきましては、この後、文化観光課長より御説明させていただきます。

○文化観光課長 それでは、私から第48号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について、御説明いたします。

文化財保護審議会は、新宿区文化財保護条例に基づき設置される附属機関で、所掌事項は、区指定文化財の指定及び解除、登録文化財の登録及び解除、その他、教育委員会が必要と認める事項について諮問された事項について調査、審議し、答申または意見を述べ、また区地域文化財の認定及び解除について意見を述べるものです。

委員は10人以内で組織し、文化財に関し豊かな識見を有する方から、教育委員会が委嘱いたします。委員の任期は2年で再任を妨げません。現在の第20期委員は、令和5年11月30日をもって任期満了となるため、新たに第21期委員の候補者を選任いたしました。

以下、裏面の名簿に沿って御説明いたします。

なお、名簿は五十音順で作成しております。

初めに、第20期から引き続きお願いする8名の方を御紹介します。

名簿の一番最初のところ、稲木吉一委員です。女子美術大学名誉教授で、専門は彫刻です。次に遠藤廣昭委員、駒澤大学文学部講師で、専門は仏教史です。小野良平委員、立教大学観光学部教授で、記念物、特に名勝が専門です。國雄行委員、東京都立大学人文社会学部教授で、専門は近代史です。関沢まゆみ委員、国立歴史民俗博物館副館長で民俗学、特に生活文化が専門です。田沢裕賀委員、大分県立美術館長で、東京国立博物館でも研究を続けておられます。専門は絵画です。谷川章雄委員、早稲田大学人間科学学術院教授で、専門は考古学史跡です。名簿上2人置きまして、茂木栄委員です。國學院大學名誉教授で、民俗学、特に民俗芸能が専門です。

次に、今回改めて、新たにお願いする2名の委員を御紹介します。

第20期をもって勇退されるお二人の委員に代わり、同じ分野から選任をしたところです。名簿の下から3番目、中谷礼仁委員、早稲田大学理工学術院教授で、専門は建築史です。西脇康委員、東京大学史料者編纂所学術支援職員で、専門は近代史です。

以上10人の方々が候補者となります。

また、参考資料として第20期の文化財保護審議会の活動概要を御説明いたします。

第20期中は、新型コロナウイルス感染症の影響で、寺社文化財所有者等宅での現地調査が大変困難な状況が続いておりました。また、審議会も書面開催が中心となりまして、非常になかなか指定等が先に進まなかったような状況がございました。

開催実績につきましては、令和3年度に3回、令和4年度に1回で、第20期中に教育委員会で御決定いただいた指定登録文化財は、記載の3件です。また、資料裏面になりますが、地域文化財1件の御報告をしたところです。

本年度に入り、新型コロナもかなり落ち着いてまいりまして、文化財の現地調査も再開してきています。今後も各委員の指導助言を得ながら、文化財の調査や保護活用に取り組んでまいります。

私からの説明は、以上となります。

○教育調整課長 それでは、第48号議案の提案理由です。

新宿区文化財保護条例第23条、第27条及び第28条に基づき、新宿区文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるためでございます。

以上で、本議案についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第48号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○年綱委員 ムーラン・ルージュ新宿座跡はどの辺にあるのでしょうか。

○文化観光課長 言葉で説明するのが難しいのですが。

○年綱委員 町名でも構いません。

○文化観光課長 新宿三丁目になります。

○年綱委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

○年綱委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第48号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第48号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

ここで、文化観光課長には御退席をいただきます。ありがとうございました。

[文化観光課長 退席]

- ◆ 報告 1 第 2 3 期新宿区社会教育委員の会議「報告」について
- ◆ 報告 2 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の事業評価及び労働環境モニタリング実施結果の報告について
- ◆ 報告 3 新宿区立中学校の学校選択制度（令和 6 年度新入学者）の学校別状況及び抽選について
- ◆ 報告 4 新宿区立図書館指定管理者の事業評価結果について
- ◆ 報告 5 令和 5 年度新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール応募状況等について
- ◆ 報告 6 「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」（素案）の作成及びパブリック・コメントの実施について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告 1 から報告 6 について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育支援課長 新宿区社会教育委員の会議より、第23期の報告があったため、御報告をいたします。

こちらの会議の目的です。

社会教育行政の充実を図るため、社会教育に関する調査研究などを行い、教育委員会に助言するとなっております。

社会教育委員の人数は10名、構成は御覧のとおりです。

会議の内容です。

任期は、令和 3 年12月 6 日から令和 5 年12月 5 日までで、今回の討議テーマは、小学校低学年を対象とした多様な支援の充実でございました。

I 家庭学習や自学自習に向けた支援、II 多様な経験・体験を通した子どもの成長を促すための支援、III 心理的負担を軽減するための支援という形で、この内容について討議をして報告書をまとめております。

めくっていただきますと、こちらが報告書となりまして、報告書の 1 ページ目、議長の挨拶文の 2 段落目のところを御覧ください。

小学校低学年は、学校、家庭において生活習慣を形成し、様々な経験や体験を通して、社会性を育んでいく大切な時期とされています。小学校低学年を対象とした支援の充実は子どもの将来に大きな影響をもたらすものであり、学校や家庭だけでは解決が困難であることか

ら、社会教育の立場からも検討する意義があるものと考えましたという形で始まっております。

次に、10ページの「おわりに」というところの最後の段落を御覧ください。新宿区では既に様々な取組や支援の場が設けられていますが、その活用方法には工夫の余地があります。本報告で提言した新たなアイデアの実現性も検討し、地域と連携した多様な活動を展開して、社会全体で子どもを育てていくことを期待します、と結ばれております。

1枚目にお戻りいただきまして、こちらの報告書は、11月8日の文教子ども家庭委員会でも報告いたします。その後、冊子としてまとめ、委員の皆様にも配付するという予定になっております。

こちらの報告は、以上でございます。

続きまして、新宿区立女神湖高原学園指定管理者の事業評価及び労働環境モニタリングの実施結果について、御報告をいたします。

事業評価の目的でございます。

指定管理者が実施した令和4年度の管理業務について、協定書などに基づき適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って適正に運営し、施設利用者へのサービス向上がなされたかなどの観点から検証することを目的としておりまして、この結果は指定管理のよいサービスに提供するために、公表及び指定管理者に通知をすることとなっております。

評価対象は、新宿区立女神湖高原学園（ヴィレッジ女神湖）でございます。

指定管理者は、信州リゾートサービス株式会社です。

評価委員の構成でございますが、6名となっております。こちらは、2ページを御覧いただきまして、委員の構成と名前が出ております。こちらのメンバーが、令和5年8月22日に現地で評価をいたしました。

評価結果でございますが、まず、評価の仕方ですが、右側の四角囲みを見ていただきまして、4番が優良、3番が良、2番が適当、1が課題ありとなっております。左側の評価表を見ていただきまして、個別の評価はこちらに記載のとおりで、総合評価3.0、全体評価3でした。

別紙1の裏面の総合所見を御覧ください。

学校利用アンケートについては、高い評価と低い評価という形で分かれています。利用したときによらず、一定かつ適切な対応になるように取組をお願いします、とあります。

それから一般利用者については、アンケート結果から、利用者の満足度の高いサービスの

提供を続けていることを高く評価していただきました。

3段落目のまた以下のところで、安定した職員の体制で運営ができており、施設の保守点検や維持管理も適切に行われています。引き続き、質の高いサービスの提供を期待します、と評価されております。

1枚目に戻りまして、6、労働環境モニタリングについてです。

資料の6ページを御覧ください。こちらに、労働環境モニタリングの目的が出てございます。労働環境モニタリングは、指定管理者制度を現に導入している施設において、適正な環境を確保し、従事者一人一人がその能力を最大限に発揮することにより、公共サービスの質の向上を図ることを目的としており、一指定期間中の2年目の年度に行うことを原則とするもので、今回、令和4年度に行ったものでございます。

別紙2の裏面を御覧ください。6、主な指摘事項及び改善の内容の概要とありまして、細かな説明は省略させていただきますが、3点の指摘事項がございました。こちらの点については、現在全て改善されている状況でございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、7、今後のスケジュールです。

こちらについても、11月8日の文教子ども家庭委員会で報告いたします。その後、指定管理者に評価結果を報告するとともに、ホームページで公表する予定です。

ここで別件で1件、御報告がございました。女神湖高原学園の一般利用の予約について、10月21日土曜日からインターネットで予約が可能になりますという旨を以前お伝えしていたところですが、システムの不具合によりまして、10月27日金曜日からのスタートとなってしまいました。この間、区や施設のホームページにおいてこのことは周知いたしました。

なお、この件への問合せというものはなかったということと、この間の電話や窓口での予約というものはなかったことから、実害はなかったものと考えております。

報告は以上です。

○**学校運営課長** それでは、報告3、新宿区立中学校の学校選択制度（令和6年度新入学者）の学校別状況及び抽選について、御説明をさせていただきます。

資料1枚おめくりいただきまして、別紙を御覧いただけますでしょうか。表と併せて御覧いただければと思います。

抽選実施の判断については、通学区域からの入学予想数Aの列になりますが、そちらと選択希望者数C列、そちらの合算が受入れ可能生徒数を超える学校について、抽選を実施させていただきます。

なお、入学予想数Aは通学区域の生徒数から、国立・私立学校等の進学見込み数、転出予想数を差し引いた後、学校選択の兄弟優先入学者数、転入者が入学した場合の学級編制の影響等を勘案し、算出しております。

その結果、抽選対象校につきまして、今回は黄色で色づけをさせていただいた4校について受入れ可能数を上回る選択があったため、抽選を実施させていただきます。

選択希望者数のうち、現在2年生以下の兄弟が在学している方は、優先して入学できます。抽選対象となった方には、優先で通知をさせていただきます。

1枚目にお戻りいただきまして、2番のその他でございます。

抽選日につきましては、令和5年11月10日金曜日、午前9時から正午まで。教育センター5階の大研修室のほうで実施をさせていただきます。

御説明は以上になります。

○中央図書館長 報告の4になります。新宿区立図書館指定管理者の事業評価結果でございます。

評価の目的につきましては、女神湖と同様でございますので、省略をさせていただきます。

評価対象ですが、施設名、四谷図書館、指定管理者、紀伊國屋・ヴィアックス共同事業体、以下鶴巻図書館、西落合、戸山、北新宿、中町、角筈、大久保、下落合、記載のとおりでございます。

評価委員会の構成でございますが、外部委員3名、内部委員1名で記載のとおりでございます。

次のページにいきまして、事業評価委員会の開催内容でございますが、第1回を5月30日に行いました。こちらは評価項目の評価基準等についての協議を行いまして、6月から8月にかけて指定管理者及び指定館の館長のヒアリングを行ったものでございます。

第2回の委員会につきましては、9月14日に行いまして、評価点・評価所見を協議したというものでございます。

評価結果につきましては記載のとおりですが、四谷から下落合まで、総合評価につきましては2.5から3.0ということになってございまして、女神湖と同様でございますが、四捨五入ということになりますので、全体評価としては、全てが3の良という評価になってございます。

今後のスケジュールでございますが、11月8日の文教子ども家庭委員会に報告をするとともに、11月上旬に指定管理者へ評価結果を報告するとともに、図書館ホームページで公表し

たいというものでございます。

その次の評価結果のつづりを御覧いただければと思います。

まず、1ページ目につきましては、評価の目的、導入の経緯、その次は評価の概要等が記載してございまして、5ページ目からが評価対象施設の概要が記載されているものでございます。

14ページ以降が評価結果というものでございます。こちらは簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、四谷図書館でございまして、総合所見の上から2行目になりますが、工事休館もあり、平和事業や展示、広報紙の発行など、令和4年度もフルスペックの活動とならなかったのは残念ですが、コロナ禍にあっても工夫しながら図書館の運営を行っていることは評価できますということでございます。

その2つ下の行になりますが、大規模館として蔵書構成や蔵書の充実に配慮した取組が確認できます。多文化サービスに力を入れ、洋書が充実している点が評価できます、ということございました。

その次のページになりまして、こちらは鶴巻図書館でございまして、2行目の真ん中辺りですが、また、令和4年度は人生100年講座や歴史講座、オンライン講座「フクシマから見る未来」など、専門家を招いての社会性のあるイベントを実施し、講座内容のYouTube公開やパスファインダーのホームページ発信で、図書館の社会的意義を高める活動に積極的に取り組んでいます。その行の一番右側になりますが、不登校対策事業「つるまき+（プラス）」は、地道な働きかけにより参加者につながっていますので、学校でない地域の居場所として今後期待します、という評価をいただいているものでございます。

その次のページ、西落合図書館でございまして、まず一番上の行、主任以上のスタッフの図書館勤務率が10年以上と長く、安定した職員体制となっています。飛びまして、下から3行目になりますが、図書館だより「にしおち図書館だより」「このほんよんで」を発行、情報発信で児童向けのおすすめ図書の紹介により、子どもたちの読書活動・家庭読書の普及につなげる努力がうかがえます。今後も図書館利用の増加を期待しています、という評価でございました。

次のページ、戸山図書館でございまして、2行目の一番右になりますが、サピエ研修やD A I S Y図書研修などの障害者サービス研修にも力を入れており、障害者サービスの拠点館として地域の特性と利用者ニーズ、利用の困難な方に配慮した横断的な取組で「人にやさし

い知の拠点」としての役割を果たしています。

後は下から3行目ですが、図書館利用の低調な高校生世代との協働で、「新宿の昔話」のマルチメディアDAISYを作成しました。全国にも紹介され、高校生の社会参加と障害者理解、高校生世代の図書館利用促進にもつながりました。よい企画と新たな取組として評価できます、という御意見を頂戴したところでございます。

その次のページ、北新宿図書館でございますが、1行目の一番右側、新宿歴史講座、北新宿今昔写真展、新宿ゆかりの人物を知る展示、行政機関展示など地域機関やボランティアと協働した取組により、よりよいサービスの提供の場を増やしています。その下の行になりますが、家庭配本は多く、手話対応の職員を配置するなど、地域に寄り添うと同時に、障害を持つ人、高齢者への対応や理解を深め、サービスの向上に資する望ましい姿勢が汲み取れます、という評価をいただいているところでございます。

その次のページ、中町図書館でございますが、総合所見の上から6行目のエレベーターのない階下の施設であることを、家庭配本やスタッフのサービス介助士資格の取得等の取組でカバーしていますという評価等いただいているものと、下から4行目の一番右からですが、「神楽坂本のまちマップ」や「中学生と先生のおススメの本」の継続作成も、利用者の関心を図書館に向けさせる上で役立っています。さらなる取組の継続により来館者増・貸出し増になることを期待します、ということの評価をいただいております。

次に、角筈図書館でございますが、1行目の右でございますが、平和事業では「女性と戦争」をテーマに展示を行い、パスタインダーやウェブサイトリンク集をホームページで発信したことが評価できます。しかし、ビジネス情報支援の拠点館としての企画が少なく、残念に思います。ニーズを先取りして良質のビジネス情報を発信することに期待しますということと、その下の行になりますが、真ん中より若干右ですが、人的な育成・待遇改善に取り組み、年度途中の休職や退職には、新規採用や他館からの異動により対応しています。大きな問題なく運営を行うには、スタッフの定着率アップに取り組むことが必要だと思います、という評価でございました。

その次のページ、大久保図書館でございますが、上から3行目、36言語の外国語資料を所蔵し、企画についてはビブリオバトル・インターナショナル・オオクボや、モノトーク・インターナショナル・オオクボ、スウェーデン出身の落語家の落語会、多文化企画展示など、国際理解と多文化共生を目指す独自企画に取り組み、成果を上げていますということと、下から3行目になりますが、多文化共生を推進する関連団体との連携を積極的に進めるととも

に、団体機関誌等で活動紹介を行うなど情報発信に努めることで、多文化共生に取り組む大久保図書館の名を広めていくことも評価できます、ということでした。

次に、下落合図書館でございます。上から5行目の真ん中より若干右ですが、平和事業では、難民問題をテーマに、図書展示や、国連難民高等弁務官事務所から講師を招いた子ども対象のワークショップを開催するなど、世界情勢を意識した企画に意欲的に取り組んでいますということと、下から3行目になりますが、ボランティアの登録が13人、その活動が延べ188回、1人当たりの活動は14.5回となっており、その協力体制はすばらしいと認められます。これからもボランティアの協力体制の維持と発展を期待します、という評価をいただいているものでございます。

後ろのほうにつきましては、要綱ですとか委員の名簿ですとか、指定管理者の実績等が記載されているものでございます。こちらの事業評価結果についての説明は、以上でございます。

続きまして、報告5、令和5年度 新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール応募状況等についてでございます。

1番の地域コンクールの概要でございますが、主催は教育委員会、新宿区立図書館。対象は区内在住・在学の小学生、中学生、高校生。

審査方法ですが、各校の担当図書館で審査後、合同審査会で館長賞・優秀賞・奨励賞を選出しまして、11月5日に表彰式を行う予定でございます。

地域コンクールの参加校・応募数でございますが、記載のとおりでございますが、令和5年度は参加校が42校、応募数につきましては、1,917というものでございました。

(3)の審査結果でございますが、こちらは館長賞が19、優秀賞が9、奨励賞が154で、計182。全国コンクール出品数は28というものでございます。

次のページで、今後のスケジュールでございますが、11月5日、今度の日曜日になりますが、表彰式を角筈区民ホールで行います。

11月になりましたら、全国コンクールに出品をさせていただきまして、来年1月に全国コンクールの審査結果が発表されます。こちらにつきましては、1月から2月にかけて校舎長会ですとか、教育委員会、文教子ども家庭委員会で報告を行いたいと考えてございます。

令和6年3月には、レプリカの作品集をつくりまして、各校に配布するとともに、皆様にも配付をさせていただきたいというものでございます。

その次のページが学校別の応募数でございます。こちらは記載のとおりでございます。

その次のページは、館長賞リスト19作品ということで、お名前と作品名、あと、学校等を記載させていただいているものでございます。

その次は、優秀賞リスト、こちらも9作品、お名前と作品名等々を記載させていただいているものでございます。

こちらについての説明は、以上でございます。

引き続きまして、報告6でございます。「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」（素案）の作成及びパブリック・コメントの実施についてでございます。

「第五次 新宿区子ども読書活動推進計画」が令和5年度で終了することから、これまでの成果や取組の内容を検証するとともに、子どもを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」を策定したいというものでございます。

このたび、素案を「新宿区子ども読書活動推進会議」及び「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画策定委員会」における検討を踏まえ作成し、パブリック・コメントを行いたいというものでございます。

計画の目的ですが、こちらは記載のとおりでございますが、資料1として概要版がついてございますので、これに沿って説明をさせていただければと思います。

資料1の概要版の計画策定の背景でございますが、こちらは、子どもの読書活動の推進に関する法律というのがございまして、その2条で、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」というものでございます。

その次のページでございます計画の性格でございますが、こちらは教育ビジョンですとか、新宿区の基本構想、総合計画、実行計画、子ども家庭部のほうで作成しております新宿区子ども・子育て支援事業計画、あとは図書館の基本方針とかサービス計画と、それぞれ連携とか整合性を取って作成するものでございます。

なお、一番上の「計画の基本方針」のところの右側に（冊子P14）と書いてございますが、こちらは素案本体のページになりますので、後で御覧いただければと思います。

概要版の4ページ、計画の目標でございますが、こちらは第五次の計画に引き続き、「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」というようにさせていただいております。

基本方針としましては、3つございまして、全ての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができる環境の充実と、多様な子どもに対する読書活動の支援、子ども読書活動推進の基盤整備ということで、こちらの第六次の計画期間につきましては、令和6年度から9年度までの4年間ということで、対象はゼロ歳からおおむね18歳までとさせていただいているものでございます。

子ども読書活動推進のための役割としましては、家庭・地域、区立図書館、区立学校（学校図書館）、幼稚園・保育園・子ども園、子ども総合センター等々で、こういったことが役割というように定めさせていただいているものでございます。

その次の数値目標につきましては、今現在の数値から令和10年3月末の数値を推計して、目標値にさせていただいているものでございます。

6ページ目も同様でございます。

7ページになりますが、こちらは国が令和5年3月に国の計画として第五次の「子ども読書活動に関する基本的な計画」を策定いたしましたので、それに基づきまして、以下の4つの視点により取組を推進していきたいというものでございます。

1つ目が、不読率の低減、2つ目が多様な子どもたちの読書機会の確保、3つ目がデジタル社会に対応した読書環境の整備、4つ目が子どもの視点に立った読書活動の推進でございます。

その次のページですが、こちらは施策・取組み一覧ということで、乳幼児期、小学生、中学生以降ということで、こちらは64事業ございますが、それぞれの時期に合わせて計画・事業を行っていききたいということで、表にしているものでございます。

10ページ目、11ページ目につきましては、先ほど御説明させていただきました基本方針1に該当するもの、11ページは基本方針2に該当するもの、その下が基本方針3に該当するものをそれぞれ分類・整理し直したものでございます。

最後に、計画の構成でございますが、こちらは第1章としまして、計画策定の背景を5つ、第2章としまして、第六次 新宿区子ども読書活動計画の基本方針としまして5つ。第3章としましては、読書活動推進のための取組みということで、具体的な取組を記載してございます。

最後は、資料編というものでございます。

最初のペーパーに戻っていただきまして、先ほど少し触れさせていただきましたが、(4)の計画の基本的な考え方でございますが、第五次に引き続き、「自ら読書を楽しみ、学び、

成長する新宿の子どもたち」としまして、3つの基本方針を掲げまして、64の個別の施策・取組により推進していくものでございます。

次のページでございますが、こちら先ほど少し触れさせていただきましたが、国の示した計画に基づきまして、ア、イ、ウ、エの4つの視点に立って取組を推進したいというものでございます。

パブリック・コメントにつきましては、11月15日から12月14日を予定してございます。周知方法につきましては、11月15日号の広報新宿と区ホームページに素案全文概要版を掲載させていただきます。

資料の閲覧配布場所ですが、区立図書館、区政情報課以降、記載のとおりでございます。提出方法は郵送、ファクス等々で受け付けるものでございまして、提出先は区立図書館でございます。

今後のスケジュールですが、11月8日の日に常任委員会に報告をいたしまして、11月15日から12月14日まではパブリック・コメント、12月下旬につきましては、パブリック・コメントの結果を受けまして、子ども読書活動推進会議を行いたいと考えてございます。

年が明けまして、1月上旬にはこちらの計画の作業部会と策定委員会を行いまして、2月には区の調整会議になりますが、それで諮りまして、3月1日には区の政策経営会議とこちらの教育委員会でお諮りをさせていただきますまして、3月12日に常任委員会報告をして完成という流れで、取組を進めさせていただいているところでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○**鴨川委員** 報告の3ページで教えていただきたいところがありまして、②地域との連携のところ、すばらしい取組として、上から3行目に家庭での生活習慣における課題について、PTA会長や副会長に話し合いを進めてもらう提案をしている学校がありますということが書かれているのですが、具体的にどういう課題が生活習慣の中で課題として上がっていて、また、どういう地区かあるいは学校、どこでこういう取組が行われているかということをお存じの範囲で教えていただければと思います。

○**教育支援課長** ここでは学校名は出さないということで抜かさせていただきましたが、実際にある学校でそういう形で話し合いを進めている学校があるという事例を出された委員がいらっしやいまして、そういう取組を他の学校にも示すことが必要ですよねということが話し合

われましたので、こういう形で載せさせていただいたところです。

○鴨川委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 特になければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○山下委員 結構偏りがあるような気がします、例年と比べて、どのような傾向でしょうか。

○学校運営課長 直近2年間で申し上げますと、令和4年度、令和5年度入学時においては、抽選校は3校で牛込第三中学校と西早稲田中学校、新宿西戸山中学校になります。今回はそれに加えて新宿中学校が抽選対象校になったという状況でございます。

○山下委員 分かりました。もう一つ伺います。既にお兄さんやお姉さんが在籍していると優先して入学できるということですが、例えば双子の場合は、そういった配慮はあるのでしょうか。

○学校運営課長 上の兄姉がいたら、その下のお子さんは優先になりますが、抽選になる場合で双子の場合、優先というような扱いにはしておりませんので、それぞれに抽選をさせていただきます。

○山下委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山下委員 ちなみに、きょうだい別々の学校になってしまう場合の配慮は何かあるのでしょうか。

○学校運営課長 まず抽選させていただいた後に、指定校変更制度といった制度もございますので、兄弟姉妹一緒の在籍を理由にお申し立ていただいて、指定校変更制度の利用により双子さん一緒にというところも可能になってくるかと思えます。

また、例年の傾向といたしましては、当落選してしまった場合は補欠登録になりますが、その後、私立への入学などを理由に当選された方が辞退する場合も多くございますので、補欠からかなりの方が繰上げ当選になるといった状況もございます。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

○山下委員 はい。細かいことを申し上げてすみません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告4について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○鴨川委員 今回の評価結果を拝見いたしまして、同じ新宿区内であっても、これほど多様な取組が各図書館でなされているということを驚きをもって感じましたとともに、評価委員会の先生方のこのような細やかな評価につきましても敬服申し上げます。その上で、先ほど既に議案として決定しているところですが、新しい指定管理者には、既存事業として評価されている各図書館の独自の取組については、ぜひ継続することを検討していただきつつ、また、新しい視点で、新規の事業を新たに創造なさるということを両面で希望しておりますことを申し上げたいと思います。

○教育長 館長、何か発言はありますか。

○中央図書館長 御意見、ごもつともだと思いますので、私どもとしても、指定管理者をフォローしていく中で、地元の方との関係もございますので、そういったところを大切にしていくことはきちんと伝えていきたいと考えてございます。

○鴨川委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山下委員 戸山図書館は朗読動画のユーチューブ配信をされているそうですが、これは著作権には配慮されていますでしょうか。著作権の切れている作品だと問題ないかと思うのですが、この辺りいかがですか。

○中央図書館長 朗読動画のユーチューブ配信につきましては、戸山図書館で行っている朗読会というのがございまして、それをユーチューブで配信しているというものでございます。

○山下委員 それを遠くから撮影しているというような感じでしょうか。

○中央図書館長 当然会場の様子も若干映ってはしまうのですが、基本的には朗読しているところのみを撮るようにしていると伺っております。

○山下委員 分かりました。

○教育長 朗読そのものは著作権には触れないのでしょうか。

○中央図書館長 図書館は、著作権というところは非常に気をつけてやっておりますので、当然問題がない作品を配信しているものと認識しております。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

次に、報告5について、御意見、御質問がある方はお願いします。

○年綱委員 地域の調べ学習についてですが、これは前年比と言いますか、子どもたちの興味関心は高まっているのでしょうか。その辺りを数値で見られるものはありますでしょうか。

○中央図書館長 興味がある方が増えているかどうかというのは、この数字では分からないところではございますが、今年度、令和4年度と比べまして、応募の作品が減っているという状況はございます。これにつきましては、やはり新型コロナが明けまして、外遊びですとか、夏休み期間ですので、遊びに行くですとかそういった方が増えたのかなと私個人としては推察しているところでございます。

○年綱委員 分かりました。ありがとうございます。

○鴨川委員 2ページ目の学校別の表が非常に気になりまして、これほど学校別で応募数に違いがある理由を教えてくださいませんか。これまでも同様の議論がなされているかもしれませんが、私は初めて拝見しますもので、教えてくださいたいです。お願いいたします。

○中央図書館長 応募数につきましては、確かに学校ごとに多いところと少ないところがございます。こちらにつきましては、例年と大体似たような傾向になっているところでございます。昨年度も、教育委員会や文教子ども家庭委員会において、校長、副校長に働きかけてくださいというお願いを頂戴いたしまして、私どもとしてもお願いはしたところでございますが、大体例年どおりの結果になってしまったというものでございます。

○鴨川委員 わかりました。

○教育長 では、引き続き働きかけをよろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

次に、報告6について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

こちらはこれからパブリック・コメントを行い、区民の方から御意見なども頂戴すると思  
いますので、また、それについての報告を今後受けたいと思います。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見などないようですので、討論及び質疑を終了します。

---

◆ 報告7 その他

○教育長 次に、報告7のその他です。事務局から報告事項はありますか。

○教育調整課長 特にございません。

---

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 3時11分閉会